府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車取得税交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前において指定都市以外の市町村であった合併関係市町村については、当該合算額は零とする。

三　当該年度の当該新市町村の地方特例交付金法第二条第二項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額を当該合併関係市町村の算定前年度の軽自動車税の基準税額によつて按分した額

（地方法人特別譲与税の基準税額の算出方法）

第十九条の五　各都道府県の地方法人特別譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された地方法人特別譲与税の額の合算額に一・〇四〇を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

$$A \times 0.75 + B - C$$

算式の符号

［略］

B　平成30年度減収補填債のうち地方法人特別譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

［略］

三　令和元年改正前の省令附則第十九条の五第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和元年改正前の省令附則第十九条の五第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和元年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九五四」とあるのは、「川崎市にあつては〇・三〇八、その他の指定都市にあつては〇・九五四」とする。

第十九条の七から第十九条の十三まで　削除

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［略］

［2～5　略］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数がある

［新設］

（地方法人特別譲与税の基準税額の算出方法）

第十九条の五　各都道府県の地方法人特別譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された地方法人特別譲与税の額の合算額に一・一二〇を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（次の算式により算定した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

算式

$$A \times 0.75 + B - C$$

算式の符号

［同左］

B　平成29年度減収補填債のうち地方法人特別譲与税に係るものの額の100分の75に相当する額

［同左］

三　平成三十年改正前の省令附則第十九条の五第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成三十年改正前の省令附則第十九条の五第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［新設］

第十九条の六から第十九条の十三まで　削除

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［同上］

［2～5　同上］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数がある